

<ベトナム・リサーチ・レポート>

情報提供用資料

2024 年 9 月 27 日

ベトナム証券市場 FTSE 格上げへの道のり プレファンディング規制緩和

ベトナムは FTSE 指数(ロンドン証券取引所傘下の FTSE インターナショナルが提供する指数)と MSCI 指数(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが提供する指数)の両方において、フロンティア市場から新興国市場へと格上げさせるための取り組みを政府のリーダーシップの下で積極化させている。このうち、FTSE 指数での格上げは 2025 年 3 月にも発表される可能性がある。4 月 26 日付け当社レポートでは、FTSE による基準の中でベトナムの株式取引で「プレファンディング(取引前の資金の預入れ)を要求されていること」が障壁となっている旨を報告していたが、その障壁が解消されることが決まったためである。

9 月 18 日、ベトナム財務省は、証券取引を規制する多数の通達条項を訂正・補足する通達 68/2024/TT-BTC 号を正式に発出した。同通達は上場株式の売買や保管、情報公開等を規定している 4 通達(通達 120/2020/TT-BTC 号、通達 121/2020/TT-BTC 号、通達 119/2020/TT-BTC 号、通達 68/2024/TT-BTC 号)を改定・補足するものである。同通達のポイントは、①海外機関投資家は十分な資金を必要とせずに株式の買い注文を出すことが可能となる規定(法人投資家が対象)、すなわちプレファンディング規制の緩和、②取引の支払いを確保するために、証券会社や資産管理銀行は証券保管センターと緊密に連携・報告する規定、③証券会社が外国人投資家の決済活動の安全性を確保する義務と融資上限に係る規定、④英語による情報開示の充実化に関する規定となっている。同通達は 2024 年 11 月 2 日に発効する予定である。

今回のプレファンディング規制の緩和措置は、ベトナム政府と関係当局による株式市場分類の格上げに向けた決意を表している。プレファンディング規制の緩和自体にも、外国人投資家の参入増加による株式市場の流動性向上をもたらす効果があると考えられるが、障壁が取り除かれたことで同国が目指している格上げが実現すれば、外国人からの一層の資金流入も期待できる。

FTSE 指数における新興国市場への格上げに向けた主要なマイルストーン



以上

免責事項

当資料は、情報提供を目的として、キャピタル アセットマネジメント株式会社 (CAM) が作成したもので、投資信託や個別銘柄の売買を推奨・勧誘するものではありません。また、CAM が運営する投資信託に当銘柄を組み入れることを示唆・保証するものではありません。当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。当資料に市場環境等についてのデータ・分析等が含まれる場合、それらは過去の実績及び将来の予想であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。